

平成27年度第1回御殿場市地域公共交通協議会

日時 平成27年7月31日(金)

午後1時30分～

会場 林業会館 第1研修室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 平成26年度事業報告・収支決算報告について … P.4～6

(2) 平成27年度事業計画(案)・収支予算(案)について… P.7～8

(3) 「バスの日」公共交通に関する啓発記事掲載について … P.9

(4) 富士急行(株)バス路線系統の新設等について

① 河口湖線新系統について … 資料1

② 市民交流センター(ふじざくら)を拠点とした系統新設について … 資料2
(チアーズガーデン線、玉穂循環、上小林循環)

(5) 御殿場市地域公共交通網形成計画の策定について

① 地域公共交通網形成計画の策定について … P.10～13

② 地域における公共交通の課題整理について … 別添資料P.1～4

③ 公共交通ネットワークの方向性(案)について… 別添資料P.5～7

4 閉 会

御殿場市地域公共交通協議会委員名簿

委員任期：2年（H26・27年度）

平成27年7月31日現在

	委員の種別	所属団体・役職	氏名	7/31 出欠
1	一般乗合旅客自動車運送事業者	富士急行(株)御殿場営業所所長	杉山 文孝	○
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	箱根登山バス(株)小田原営業所所長	×木 嘉一	○
3	一般乗合旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織する団体	富士急行(株)労働組合 御殿場支部長	天野 和則	代理： 副所長 佐野 泰彦
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の 組織する団体	一般社団法人静岡県バス協会 専務理事	平野 洋一	×
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	御殿場駅構内タクシー組合 組合長	勝又 敬夫	×
6	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市区長会 川島田区長	芹沢 保雄	○
7	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市老人クラブ連合会会長	勝間田 喜輔	○
8	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市婦人会連絡協議会	岩田 恵子	×
9	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市校長会 原里小学校長	武田 麻里子	○
10	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市身体障害者福祉会会長	伊藤 國夫	○
11	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市商工会事務局長	小泉 美智彦	×
12	市民又は公共交通利用者の代表者	御殿場市観光協会事務局長	芹澤 明彦	×
13	御殿場警察署長が指名する者	御殿場警察署交通課長	松井 研吾	×
14	中部運輸静岡運輸支局長が指名する者	中部運輸局静岡運輸支局 首席運輸企画専門官	加藤 建司	○
15	静岡県知事が指名する者	静岡県交通基盤部都市局 地域交通課長	林 聖久	代理：地域交通課 主任 杉山晃久
16	御殿場市	御殿場市企画部長	田代 一樹	○

<会 長> 御殿場市企画部長 田代 一樹

<副会長> 御殿場市区長会 芹沢 保雄

<監 事> 御殿場市老人クラブ連合会 勝間田 喜輔

御殿場市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 御殿場市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条及び同法施行規則第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により組織するものとする。

- (1) 御殿場市企画部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 市民又は公共交通利用者の代表者
- (6) 御殿場警察署長が指名する者
- (7) 中部運輸局静岡運輸支局長が指名する者
- (8) 静岡県知事が指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、委員の互選によりこれを選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会等)

第9条 会長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会又は分科会を置くことができる。

2 専門部会又は分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、御殿場市企画部企画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月16日から施行する。

御殿場市地域公共交通協議会 平成 26 年度事業報告書

○ 平成 26 年 7 月 1 日（火） 第 1 回御殿場市地域公共交通協議会

- ① 役員の選出について
- ② 平成 25 年度事業報告・決算報告について
- ③ 平成 26 年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- ④ 小山町コミュニティバス路線の御殿場プレミアム・アウトレットへの乗入れについて
- ⑤ 地域公共交通網形成計画の策定について

○ 平成 26 年 12 月 8 日（月）～12 月 19 日（金）

御殿場市地域公共交通地区別市民会議（地区別ワークショップ）開催

12 月 8 日（月）玉穂地区	会場：玉穂支所	参加者数：24 人
12 月 9 日（火）御殿場地区	会場：林業会館	参加者数：17 人
12 月 10 日（水）印野地区	会場：印野支所	参加者数：20 人
12 月 15 日（月）高根地区	会場：高根支所	参加者数：31 人
12 月 16 日（火）富士岡地区	会場：富士岡支所	参加者数：30 人
12 月 19 日（金）原里地区	会場：原里支所	参加者数：27 人

○ 平成 26 年 12 月 24 日（水） 第 2 回御殿場市地域公共交通協議会

※ 会議冒頭、御殿場市長挨拶

- ① 御殿場市地域公共交通地区別市民会議実施報告について
- ② 事業者から申出のあった単独維持困難路線について

○ 平成 27 年 1 月 16 日（金） 第 3 回御殿場市地域公共交通協議会

- ① 御殿場市地域公共交通協議会規約の一部改正（案）について
- ② 地域間幹線系統評価基準に基づく協議について
 - ※ 河口湖線・御殿場線・駿河小山線・十里木線
- ③ 平成 27 年度生活交通確保計画（案）について
 - ※ 国庫補助対象路線 4 路線、市単独補助対象路線 19 路線
 - ※ 河口湖線の輸送力増強について

御殿場市地域公共交通協議会
平成26年度会計収支報告書

1 収 入

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	比 較	説 明
1	交付金	57,000	57,000	0	
	1 交付金	57,000	57,000	0	御殿場市交付金
2	諸収入	1,000	0	▲ 1,000	
	1 雑入	1,000	0	▲ 1,000	
収 入 合 計		58,000	57,000	▲ 1,000	

2 支 出

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	不用額	説 明
1	運営費	57,000	34,944	22,056	
	1 会議費	54,000	34,080	19,920	委員謝金、会議お茶代
	2 事務費	3,000	864	2,136	振込手数料
2	事業費	0	6,900	▲ 6,900	
	1 事業費	0	6,900	▲ 6,900	12/8～12/19地区ワークショップ開催時お茶代
3	予備費	1,000	0	1,000	
	1 予備費	1,000	0	1,000	
支 出 合 計		58,000	41,844	16,156	

収入金額 57,000円 - 支出金額41,844円 = 15,156円 … 御殿場市会計へ戻入

監 査 報 告

本協議会規約第6条第3項の規定により、平成26年度収入支出決算について監査した結果、収支ともに適正であったことを認めます。

平成27年 7 月28日

御殿場市地域公共交通協議会

監 事

吉 川 桂 二 

御殿場市地域公共交通協議会
平成 27 年度事業計画書（案）

《 地域公共交通協議会の開催 》

年 4 回開催を予定

（協議内容）

第 1 回 平成 27 年 7 月 31 日（金）

平成 26 年度事業報告及び収支報告について

平成 27 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

富士急行（株）バス路線系統の新設等について

地域公共交通網形成計画の策定について 外

第 2 回（9 月予定）・第 3 回（11 月予定）・第 4 回（2 月予定）

地域公共交通網形成計画の策定に関する協議

バス事業者単独維持困難申出路線に関する協議

地域間幹線系統確保維持評価基準に基づく協議

その他、地域公共交通に関する課題等の協議

《 地域公共交通網形成計画の策定 》

路線バス等を含めた各交通モードが相互に補完し合う面的な公共交通ネットワークの構築を図り、今後の具体的な施策を展開していくための「地域公共交通網形成計画」の策定に関する協議等を行う（平成 27 年度の策定を予定）。

《 その他 》

市広報紙、ホームページを利用した公共交通に関する啓発の実施

御殿場市地域公共交通協議会
平成27年度会計収支予算書(案)

1 収 入

(単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1	交付金	3,786,000	57,000	3,729,000	
	1 交付金	3,786,000	57,000	3,729,000	御殿場市交付金 協議会運営 86,000円 地域公共交通網形成計画策定 3,700,000
2	諸収入	1,000	1,000	0	
	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利息 等
収 入 合 計		3,787,000	58,000	3,729,000	

2 支 出

(単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1	運営費	86,000	57,000	29,000	
	1 会議費	83,000	54,000	29,000	委員謝金 外
	2 事務費	3,000	3,000	0	事務消耗品、振込手数料 外
2	事業費	3,700,000	0	3,700,000	
	1 事業費	3,700,000	0	3,700,000	地域公共交通網形成計画策定業務委託
3	予備費	1,000	1,000	0	
	1 予備費	1,000	1,000	0	
支 出 合 計		3,787,000	58,000	3,729,000	

※ 項目間の流用を認めるものとする。

知っていますか？

「9月20日」は「バスの日」

9月20日は「バスの日」です。

明治36年9月20日に京都市で日本最初のバスの運行が始まったことを記念して、昭和62年の全国バス事業者大会において、「いつでも、どこでも、みんなのバス」をテーマに、この日がバスの日に定められました。

皆さんは、普段バスを利用していますか？好きな時に好きな場所へ移動できる自家用車は大変便利です。しかし、バスをはじめとする公共交通は、車を運転できる人にもできない人にも広く移動の手段を提供し、暮らしを支え、地域を発展させる基盤として重要です。御殿場市では交通事業者や各種団体、利用者代表等で組織する御殿場市地域公共交通協議会を設置して、よりよい公共交通サービスの実現ために、協議・検討を行っています。

最近では路線バスの旅など、移動自体を楽しむ旅の仕方もあります。遠方だけではなく、普段のお出かけでもバスに乗ってみることで、新しい気付きや楽しみも増えるかもしれません。バスの日をきっかけに、バスを利用してみてはいかがでしょうか。

Q. バスを利用するとどんないいところがあるの？

A.

◇バスは環境に優しく乗り物です

一度に大勢の人を運ぶことのできるバスは、自家用車と比べて1人当たりの輸送のために排出するCO₂が少なく（乗用車の3分の1ともいわれます）、環境に優しい乗り物だといえます。また、バスを利用する人が増えれば、交通渋滞や交通事故の減少といった相乗効果も期待できます。

◇バス利用で健康づくり

生活習慣病の予防には、日常生活での適度な運動が重要といわれます。通勤・通学等にバス等の公共交通機関を利用すれば、停留所への移動等、適度な運動を取り入れることができます。

◎ 路線バスについて知りたい人は

富士急行㈱ホームページ

<http://www.fujikyu.co.jp>

箱根登山バス㈱ホームページ

<http://www.hakone-tozanbus.co.jp>

◎ 問い合わせ先

企画課 ☎ (82) 4421

◎ 御殿場市地域公共交通網形成計画の策定について

御殿場市の地域公共交通は、民間事業者の路線バス・タクシー及びＪＲ御殿場線によって構成されており、路線バスは公共交通の基幹的役割を担っている。

路線バスについては、事業者単独では継続が困難な路線が多く、事業者の自助努力を行政が支援する方式で路線の確保維持を図っている。また、公共交通空白地域が存在しており、協議会では平成 23 年度に公共交通空白地域を主対象とした調査事業を実施し、公共交通空白地域に対する中～長期的取り組みとして、デマンド型交通の導入検討等の施策の方向性を示している。

公共交通の確保維持や公共交通空白地域への対応に加え、近年急増する高齢者等の交通弱者のドア to ドアの移動ニーズへの対応といった全市的な課題も顕在化しており、このような状況を踏まえ、より広い視点から、路線バス等を含めた各交通モードが相互に補完し合う面的な公共交通ネットワークの構築を図り、今後の具体的な施策を展開するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に規定する「地域公共交通網形成計画」を策定する。

【参考 1】富士急行御殿場営業所 路線バス輸送人員

(単位：人)

年度	H16	…	H23	H24	H25	H26
御殿場・小山	901,260	…	690,790	693,489	712,456	724,056
御殿場のみ		…	666,459	666,547	684,954	696,294

※ 各年度は前年 10 月～当年 9 月まで

※ 御殿場・小山：御殿場営業所管内の全路線輸送人員

※ 御殿場のみ：御殿場市に係る全路線の輸送人員（小山町内完結路線を除く）

※ イベント等の貸切輸送の人員を除く

※ 富士急行提供データに基づく

【参考 2】市バス交通活性化対策事業費補助実績

(単位：円)

年度	H23	H24	H25	H26
補助対象路線数	29 路線	26 路線	25 路線	21 路線
補助対象額	32,439,000	30,078,000	30,219,000	23,673,000
上記の 1/2	16,219,000	15,039,000	15,108,000	11,836,000
補助額	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
内、財産区繰入金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000

※ H26 年度末時点：富士急行御殿場営業所の御殿場市乗り入れ路線数
＝ 32 路線（季節運行路線含む）

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

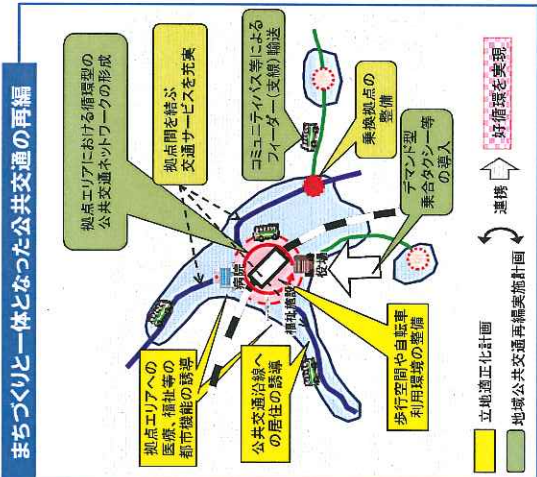
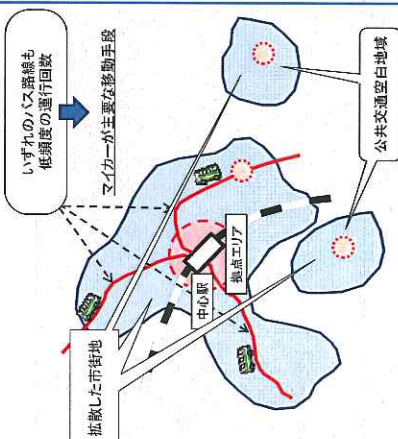
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

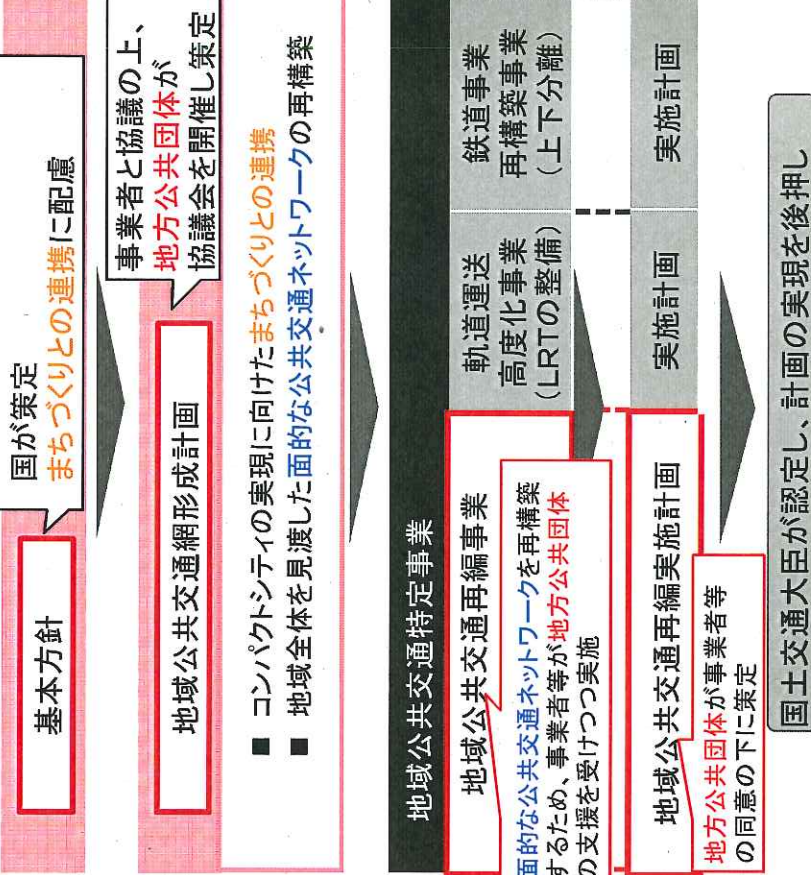
コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

現状



※富山市、熊本市、三條市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

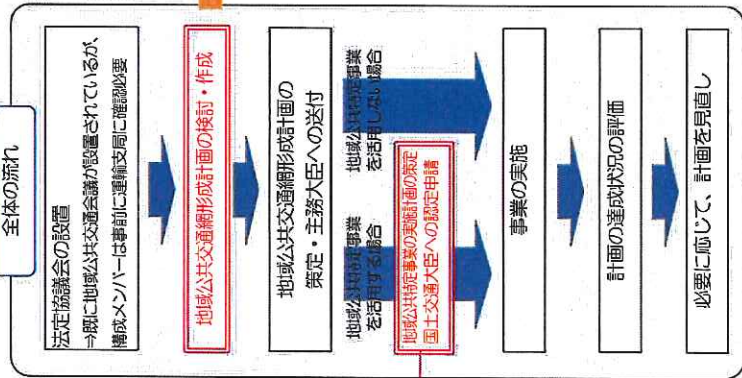


※改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行

◆地域公共交通網形成計画の作成スケジュール

本年度の作業内容（地域公共交通網形成計画）	平成27年												平成28年												平成29年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
(1) 御殿場市における公共交通の課題整理																											
(2) 御殿場市における望ましい公共交通ネットワークの方向																											
(3) 施策の展開																											
(4) 計画の推進体制																											
(5)（仮称）御殿場市地域公共交通網形成計画の作成																											
(6) パブリックコメント実施支援																											
(7) 地域公共交通協議会の開催予定時期																											
(1) 地域公共交通再編実施計画の作成																											
(2) 関係機関調整																											
(3) 実証運行																											
(4) 計画の達成状況の評価																											
(5) 必要に応じた見直し																											

◆公共交通再編の全体の流れ



＜記載事項＞（法第27条第2項、施行規則第33条）

- ◆実施区域
- ◆事業の内容・実施主体
- ◆実施予定期間
- ◆事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ◆事業の成果
- ◆地域公共交通再編計画に地域公共交通再編事業に關連する事業が定められている場合には、当該事業に關する事項
- ◆地域公共交通再編計画に都市機能の増進に必要となる施設の立地の適正化に關する施設その他の關連する施設の立地の適正化に關する事項が定められている場合には、当該適正化に關する事項
- ◆その他地域公共交通再編事業の運営に重大な關係を有する事項がある場合には、その事項

国土交通大臣が認可し、計画の実現を支援

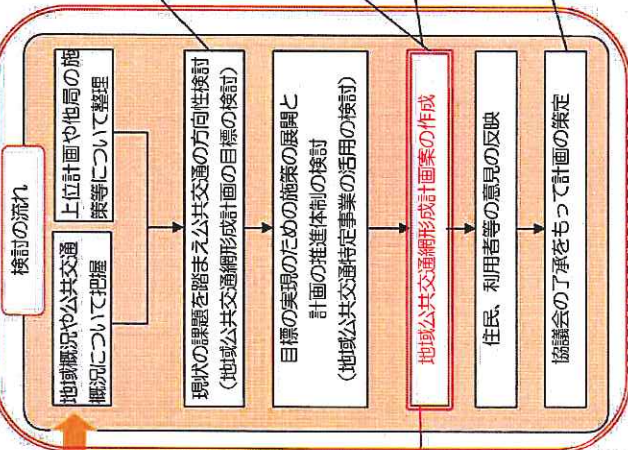
◆平成27年度協議会における協議内容（案）と調整事項

実施回数及び実施時期	協議会における協議内容（案）	調整事項
第1回 平成27年7月下旬	☐ 地域公共交通再編計画策定の目的 ☐ 公共交通の課題の整理を踏まえた望ましい公共交通ネットワークの方向性	☐ 第1回協議会の実施前に、運輸支局と静岡県に、地域公共交通再編計画及び実施計画にあたる必要事項等を確認（弊社も同席を想定） ☐ 第2回協議会の時点から、新たな公共交通手段の導入に係る公共交通の事業者も協議会に参加 ☐ また、新たな公共交通手段の対策地域（対象者）に対する説明も随時実施
第2回 平成27年9月下旬	☐ 地域公共交通再編計画の素案 ◆主な協議内容 ● 方向性の実現のための施策の展開と計画の推進体制の検討	
第3回 平成27年11月下旬	☐ 地域公共交通再編計画の案 ◆主な協議内容 ● 方向性の実現のための施策の展開と計画の推進体制の検討	☐ ハブリンクコメントは準備・実施内容を調整して1ヶ月、実施で1ヶ月、結果とまとめで1ヶ月の概ねの3ヶ月を想定（平成27年12月～平成28年2月）
第4回 平成28年2月下旬	☐ ハブリンクコメント実施結果の報告及びその結果を反映した地域公共交通再編計画の案について	☐ 協議会での了承の内容をもつて、地域公共交通再編計画を策定

◆平成28年度に想定される作業（案）

時期	作業	必要とされる内容
平成28年4～5月	☐ 地域公共交通再編実施計画の作成 ☐ 国への認定申請	☐ 地域公共交通再編計画での作成内容等を踏まえ、記載事項（法第27条第2項、施行規則第33条）をまとめる。
平成28年6～8月	☐ 関係機関調整	☐ 主として、運行を実施する交通事業者との調整を行う。（運行準備期間も含む）
平成28年9月～平成29年3月	☐ 事業実施（実証運行） ☐ 計画の進捗状況の評価（必要に応じて計画の見直し）	☐ 概ね3か月後に計画進捗状況の評価を行う。評価結果を踏まえ、運行内容の見直しを行う可能性がある。

平成27年度



【記載事項】（法第52条）

- ① 持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の地域
- ③ 計画の目的
- ④ ③の目的を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ ※本事項において、地域公共交通再編事業に關する事項も記載可能（法第54条）
- ⑥ 計画の進捗状況の評価に關する事項
- ⑦ その他計画の実施に關し地方公共団体が必要と認める事項

（記載に努める事項）（法第53条）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に關する施設その他の持続可能な地域公共交通の形成に際し配慮すべき事項